

会 議 録

会議体名	平成30年度第4回豊島区男女共同参画推進会議	
開催日時	平成30年11月14日(水)18時00分～20時00分	
場 所	男女平等推進センター 研修室2	
出席者	委員	鹿嶋会長、岩田副会長、星委員、ふま委員、清水委員、村上委員、高橋委員、森永委員、佐藤委員、濱委員、太田委員、立山委員
	事務局	総務部長、男女平等推進センター所長、係長、係員2名
公開の可否	会議	公開
	会議録	公開
会議次第	1 会長挨拶 2 議題 (1)「男女共同参画推進条例」改正について (2)パートナーシップ制度について (3)その他	
提出された資料	<資料> 資料1 「男女共同参画推進条例」改正案 資料2 パートナーシップ制度案 参考資料1 審議会等における女性委員比率の状況について 参考資料2 新聞掲載記事	

会 議 録

1 会長挨拶

(事務局)定刻となった。現在の委員の出席者数は12名で、会議開催の委員定足数に達していることを報告する。

(会長)豊島区男女共同参画推進会議を開催する。傍聴希望者はいるか。傍聴を許可してよろしいか。では、議事を妨げることはないよう入室を許可する。

2 議題

(1)「男女共同参画推進条例」改正について

(事務局)資料1-1、1-2に基づいて説明。

(会長)渋谷区はいわゆる「男女」としているが、豊島区は「すべての人」とした。国立市も同様である。また、豊島区はパートナーシップ制度を入れ込んだ初めての男女共同参画推進条例である。課題は「すべての人」に全て置き換えてしまうと不具合が生じるのではないかとということである。

(委員)渋谷区はパートナー関係を解消した場合は証明書を回収しているが、豊島区はどうするのか。

(事務局)条例の施行規則で証明書の返還等について規定する予定である。

(委員)事務局から出ていた課題について、女性の地位向上についての取組みも途中である中で「すべての人」とすることは懸念があるため、「性別または性的指向によって」という言葉を用いてはどうか。

(委員)配偶者等の「等」には事実婚が入るとのことか。

(事務局)事実婚も入る。

(副会長)「配偶者またはパートナーが」という文言について、一人親家庭は想定していないのか。

(事務局)「男女」であった部分を置き換えたのみのため、一人親家庭を特に想定しているわけではない。

(委員)配偶者等の言葉を用いずに「家庭責任をもつすべての人が」としてはどうか。

(委員)必要な部分はそのままでいいのではないか。全ての場合を考慮しようとする、本来の条例の理念から離れてしまう。

(委員)「男女」を「すべての人」に単純に置き換えればいいということではなくとも難しい。区民はよりわかりにくいのではないか。置き換えることで不具合が生じる部分については、何らかの補足が必要である。

(委員)確認したい。配偶者等の「等」には事実婚や同性パートナーが含まれるということは、条例の中で定義しなくても通じるものなのか。

(事務局)区の法規担当によると、一般的に推測できるものについては条例内で定義する必要はないということである。

会 議 録

(委員)意思決定過程の部分で、「必要な措置を講ずること」とはどのようなことを想定しているのか。

(事務局)例えば、審議会等の女性比率について、区が女性比率向上計画を策定したことが挙げられる。

(会長)皆さんの意見を前提に、事務局で再整理して欲しい。

(委員)確認したいことがある。第2条「どの性別を恋愛対象とするか」の部分は何の性別も恋愛対象としない場合もあるためそれを含む表現にして欲しい。次に、第3条の「他人から干渉又は侵害を受けない」の部分は身内からの干渉も考えられるため、「他人から」ではなく「誰からも」に変えてはどうか。次に、第7条のDVの定義に身体的・精神的苦痛はあるが、経済的・性的な部分も入れた方がいい。最後に、第8条のパートナーシップ制度の部分について、「区長は～できる」という部分の「できる」は「する」と置き換えることはできないのか。

(事務局)第2条については「恋愛対象とするかしないか」に変更する。第3条については確かにわかりにくいいため「誰からも」に変更する。第7条についてもご指摘のとおりで変更する予定である。第8条の部分について、条例であるため理念を規定している関係で、法規にも確認した上で「できる」という文言を使用している。

(事務局)資料1-3に基づき説明。

(会長)何か質問や意見はあるか。

(委員)メディアリテラシーについて3案あるが、内閣府の基本計画に「メディアから持たされる膨大な情報を各人が無批判に受け入れるのではなく、社会的に読み解き自己発信する能力」とあり、この文言の方がわかりやすいのではないか。

(委員)メディアリテラシーについて、第3案の「批判する力を育て」という文言には違和感がある。「受動的に受け止めるのではなく」「主体的に取捨選択して」という文言はいいと思う。

(会長)批判的な視点も重要ではある。その視点がなければ我々はメディアによって生き方や考え方を換えられる恐れもある。あとは事務局に任せたい。

(委員)配偶者暴力の防止について、親子間のDVについては触れないのか。

(会長)配偶者暴力防止法は親子間には言及していないため、この部分はそのままにするしかない。

(委員)セクシュアルハラスメントについての部分で、妊娠出産の前にマリッジハラスメント(結婚に関するハラスメント)については、セクシュアルハラスメントと別にして記載はしないのか。結婚前からハラスメントがあることをわかりやすく記載する方法もある。

会 議 録

(事務局)セクシュアルハラスメントに含まれると考えていたが、ご意見をいただきたい。

(委員)LGBTの方々に関する問題でもある。異性が好きであることを前提に結婚や出産の話をして困っている人もいる。

(会長)文言の修正については意見を踏まえた事務局の判断に委ねる。

(2) パートナーシップ制度について

(事務局)資料2に基づいて説明。

(会長)豊島区のパートナーシップ制度はトランスジェンダー等も対象とするとしており画期的である。何か質問はあるか。

(委員)制度概要について、パートナー解消について一方の申し出でできるとあるがなぜか。

(事務局)他自治体も一方の申し出により解消ができとしている。一方が解消を希望する場合は、関係が壊れていると見なし、返還を受け付けるとする予定である。具体的な手続き等は検討中である。

(委員)解消によるパートナーシップ届受理証明書の返還は明記すべきである。

(事務局)各種手続きについては規則で制定していきたい。

(委員)相談窓口は設置しないのか。

(事務局)制度を開始した後に、検討したい。

(総務部長)制度を開始するのみでは意味がない。制度開始の周知、職員研修等の実施を検討したい。

(3) その他

(事務局)参考資料1、2に基づき説明。

(会長)本日は終了とする。

【閉会】